

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。



住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。



宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 高 橋 宏 行

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 1 3 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 月 2 0 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 2 2 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 6 日 午後 3 時 0 0 分 場 所 仙台地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	別紙物件目録中, ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 2 月 2 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 817, 000 7, 053, 600	一括	1, 763, 400	59, 001	0
1	5, 401, 000				
2	3, 416, 000				
					</



物 件 目 録

- 1 所 在 東松島市矢本字上河戸
 地 番 2 9 0 番 5
 地 目 宅地
 地 積 2 2 0 . 4 0 平方メートル

- 2 所 在 東松島市矢本字上河戸 2 9 0 番地 5
 家屋 番号 2 9 0 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 6 4 . 5 9 平方メートル
 2 階 5 3 . 8 2 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階約 7 3 . 2 5 平方メートル
 2 階 5 3 . 8 2 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年10月15日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 横 山 亮

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 東松島市矢本字上河戸
 地 番 2 9 0 番 5
 地 目 宅地
 地 積 2 2 0 . 4 0 平方メートル

- 2 所 在 東松島市矢本字上河戸 2 9 0 番地 5
 家屋 番号 2 9 0 番 5
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 6 4 . 5 9 平方メートル
 2 階 5 3 . 8 2 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階約 7 3 . 2 5 平方メートル
 2 階 5 3 . 8 2 平方メートル

令和7年(ヌ)第 74号
令和7年 8月14日受理
令和7年 9月10日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 佐々木 和志 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東松島市矢本字上河戸 |
| | 地 番 | 290番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 220.40平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東松島市矢本字上河戸290番地5 |
| | 家屋 番号 | 290番5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階64.59平方メートル
2階53.82平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	3 枚目「その他の事項」記載のとおり		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる (☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 1 階 73.25 平方メートル (概測) 2 階 53.82 平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	3 枚目「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

物件1は北西で桃生郡矢本町（現東松島市）所有の306番の公衆用道路に接面している。この道路は市道で、建築基準法42条1項1号道路である。

8枚目「土地建物位置関係図」記載の場所に、所有者の設置した土台のあるカーポートが1基存在する。

所有者Aによると北東側の隣地290番6との境界は、290番6の所有者の設置した擁壁の中心線であるとのことである

■ 物件2について

8枚目「土地建物位置関係図」記載の場所に、所有者の設置した下屋及びスチール製物置（動産）が各1基存在する。

2階のトイレで水漏れがあり、未修理の状態である。また、これが原因で玄関の天井及び壁、床部分に汚損が生じている。また、室内でネコを10匹飼っているとのこと、床や壁に汚損や臭いがある。

平成29年頃に増築、平成30年頃に下屋を設置している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 東松島市職員 ■ A (本件所有者)	物件2の建物図面は現存しません。物件1の北西側にある306番の道路は市道で、建築基準法42条1項1号道路です。 私は本物件を所有し、ここに居住しています。私以外に本物件を占有している者はありません。 スチール製物置、カーポート、下屋は平成13年に物件2を建てた際に私が設置しています。平成29年頃に増築し、平成30頃に下屋を設置しています。 物件2では室内でネコを10匹ほど飼っています。そのため床や壁に傷がついています。また粗相をすることもあるので、汚れや臭いがあります。 2階のトイレで水漏れがあり、未修理の状態で使用できません。また、この水漏れが原因で下の玄関の天井や床が汚損しています。 北東側の隣地290番6との境界は、290番6の所有者の設置した擁壁の中心線です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年8月20日 (水) 9:10-9:20	東松島市役所	東松島市に建物間取図等の資料請求、接道の調査
R7年8月26日 (火) 14:30-14:40	仙台法務局	物件及び周辺土地の全部事項証明書受領
R7年8月29日 (金) 12:30-12:40	物件所在地	物件確認、写真撮影
R7年8月29日 (金) 12:50-13:00	東松島市役所	東松島市から名寄帳等の資料受領 (建物間取図は不存在)
R7年9月2日 (火) 15:00-15:40	物件所在地	写真撮影、立入調査、間取確認、所有者Aより占有状況等聴取、評価人帯同
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

■ 令和 7 年 9 月 2 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

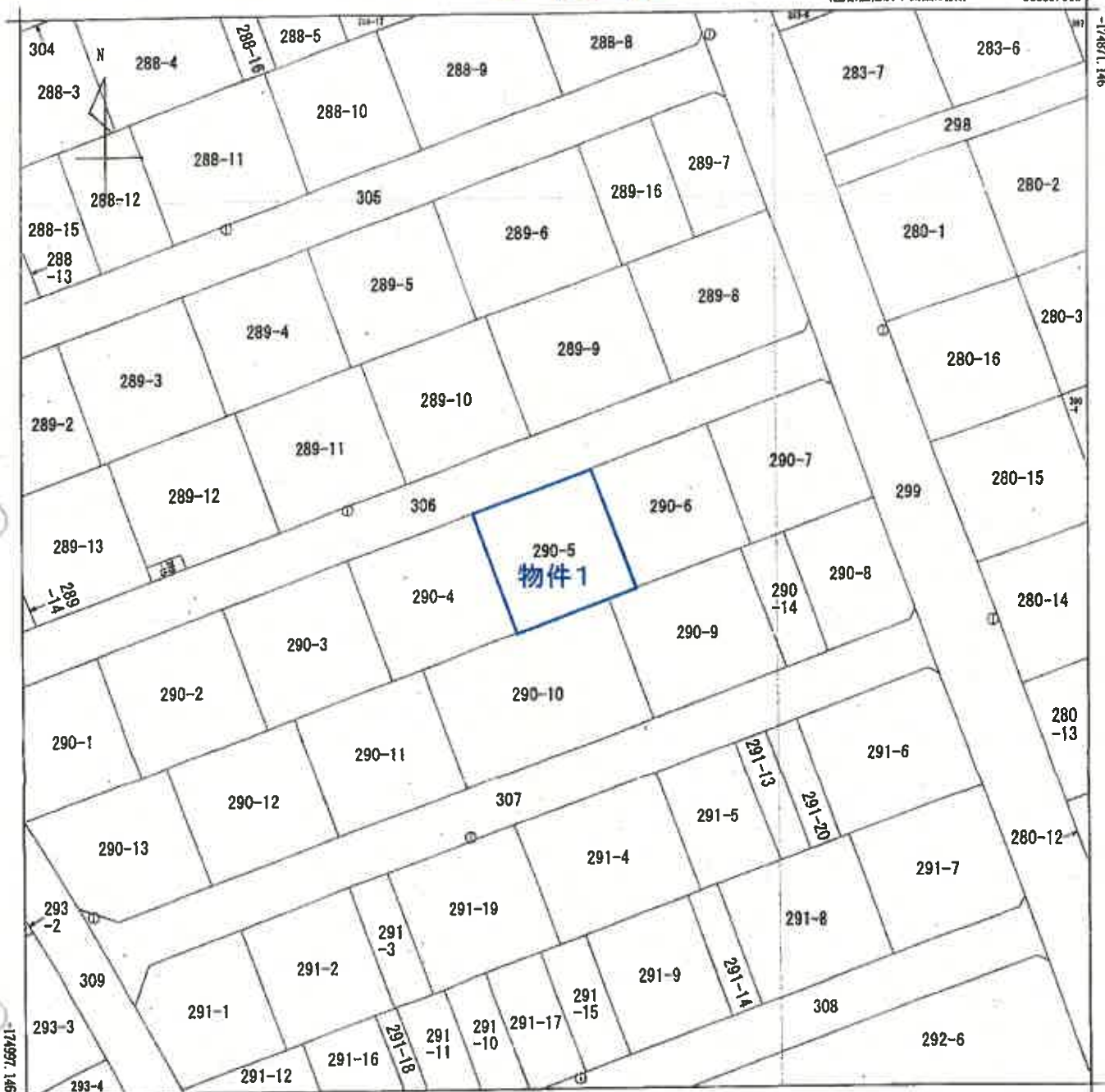
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公図写

(座標値種別：測量成果) +32539.682



+32414.682 (座標値種別：測量成果)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
矢本字上河戸

A4判に縮小

請求部	所在	東松島市矢本字上河戸					地番	290番5		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日	平成14年1月				備付年月日(原図)	平成14年1月31日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局石巻支局管轄)

令和7年7月2日

東京法務局

地図整理番号：M89818

登記官

(1/1)

(6枚目)



登記年月日：平成14年1月22日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

(仙台法務局石巻支局附属)

令和7年7月2日

東京法務局

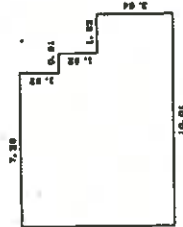
登記官

(7枚目)

016681

各階平面図

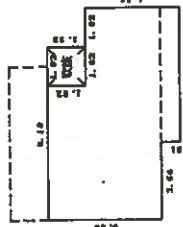
1階



求積表

7.28 x	7.28=	52.8984
5.46 x	0.81=	4.4226
3.64 x	1.82=	6.6248
合計		64.5918
床面積		64.59㎡

2階



求積表

5.46 x	2.64=	14.4144
5.37 x	2.55=	13.6935
4.55 x	1.82=	8.2810
-1.82 x	1.82=	-3.3124
合計		32.2765
床面積		32.28㎡

(日附印)

作製者

1

平成14年1月10日(作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会印)

H14.1.22

A4判に縮小

建物図面

家屋番号 290番5

建物の所在 宮城県大崎市矢本字上河戸290番地5

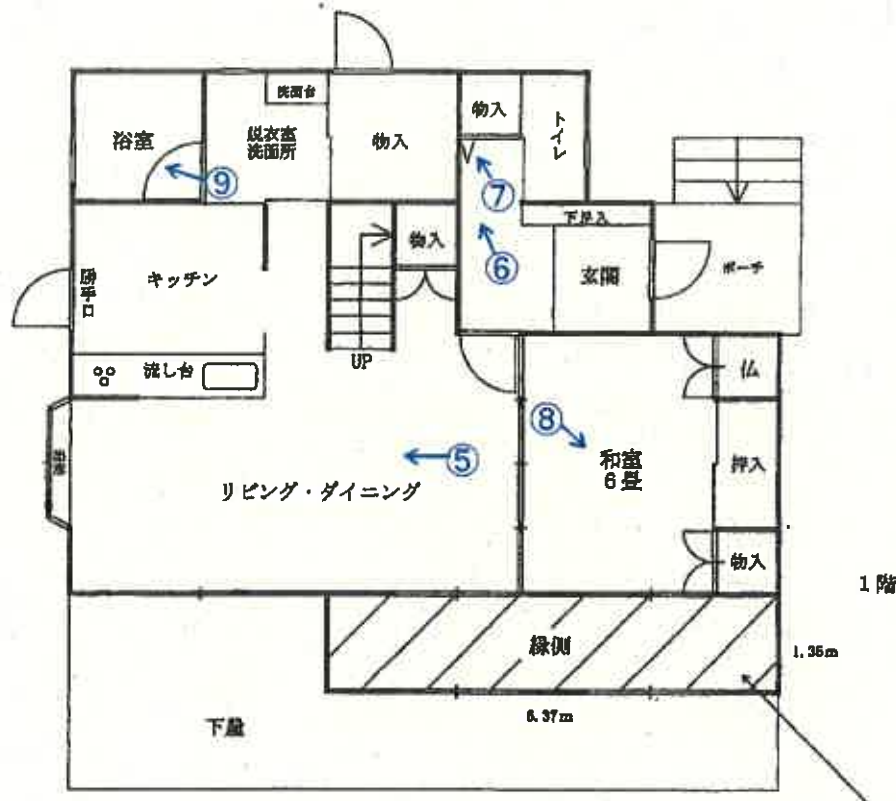


凡 例
←○写真(撮影場所)

土地建物位置関係図

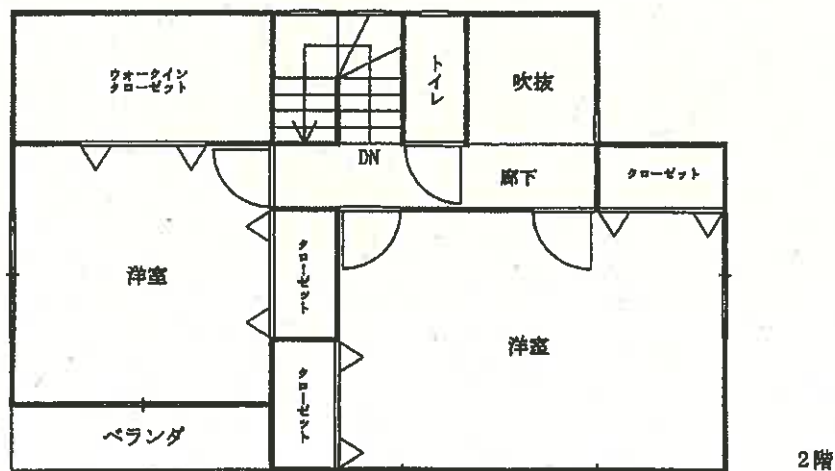
縮尺 1 : 250

物件 2



増築部分 概測8.66㎡ (1.36m×6.37m)

凡 例
←○写真(撮影場所)



建 物 間 取 図

縮 尺 1/100

写真① カーポート

物件2



物件1

写真② 下屋

カーポート



増築部分

写真③

スチール製物置(動産)



物件1

写真④



境界標

隣地所有者の設置した擁壁

写真⑤ 以下、物件2の内部の状況



写真⑥ 床や壁の汚れ



写真⑦

天井の汚れ



写真⑧

ペットのネコによる損傷



写真⑨



令和 7 年（ヌ）第 74 号

令和 7 年 9 月 2 日 現地調査

令和 7 年 9 月 10 日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御 中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

江 澤 亜 樹

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 8,817,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 5,401,000 円
物件2(建物)	金 3,416,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積		1 階 73.25 m ² 2 階 53.82 m ²
番号	特 記 事 項		
2	平成 29 年頃に 1 階縁側（概測 8.66 m ² ）の増築を行っている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 仙石線「矢本」駅の北西方・道路距離約 900m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	平成 13 年頃に土地区画整理により造成された住宅団地であり、戸建住宅を中心とする中にアパートも見られる区画整然とした住宅地域となっている。 街路条件は幅員約 6m 舗装市道（上河戸 169 号線）が標準。団地内の標準的街路であり、系統・連続性は普通。1 km 圏内(道路距離)に J R 駅、小・中学校、市役所、ショッピングセンターがあり、各種施設への接近性は市内において優る。団地内では道路・画地の配置は整然としている。東松島市防災マップによれば、津波浸水では 0.5～1m 未満、液状化危険度が「かなり高い」とされている。住環境は普通であるが、航空自衛隊松島基地を拠点に飛行訓練が行われており、航空機の騒音がある。その他、公害、危険・嫌悪施設等はない。 標準的画地は規模 220 m²程度（間口 15m、奥行 15m）、北西向きの戸建住宅地である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第 1 種低層住居専用地域 指定：50% 指定：80% なし
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 その他	220.40 m ² 約 15m×約 15m 正方形 平坦 一方路面地 特になし
接面道路の状況	北西側約 6m、市道、舗装有、等高 建築基準法上：法第 42 条 1 項 1 号該当	
土地の利用状況等	物件 2 の建物敷地等として利用されている。	
供給処理施設	上水道 あり 下水道 あり ガス配管 なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に当該施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。
特記事項	・ 北東側にカーポート、南東側にスチール製物置（動産）が設置されている。 ・ 北東側の隣地を支える土留め擁壁の中心が境界となっている。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物：家屋番号 290 番 5	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成 13 年 5 月 31 日新築 約 24 年 約 6 年
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	
仕 様	外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	サイディング ビニールクロス 化粧石膏ボード、ビニールクロス フローリング、タタミ 電気・給排水・衛生設備 特になし
	（注）建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床面積（現況）	延 127.07 m ²	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 別添間取図のとおり
品 等	中位	
保守管理の状況	劣る	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	

特 記 事 項	・ 前記のとおり平成 29 年頃に縁側部分の増築（概測 8.66 ㎡）、平成 30 年頃に下屋の設置を行っている。 ・ 2 階トイレで水漏れがあり、玄関の天井等に汚損がみられる。また、平成 15 年の宮城県北部地震、同 23 年の東日本大震災等の地震により建具の開閉等に不具合が生じている。 ・ 室内で猫を飼育しており（10 匹とのこと）、内装の汚れ、引っ掻きキズ等が目立つ。 ・ 本物件について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析・調査を要する。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	60,500	1.00	220.40	0.90	12,001,000

ア 標準画地価格（公示価格等との規準をもとに査定）

地価調査地 東松島(県)－1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
 $59,400 \text{ 円/㎡} \times 106.0/100 \times 100/102 \times 100/102 = 60,500 \text{ 円/㎡}$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：道路方位（南東）2

◇ 地 域 格 差：街路 0、交通接近 2、環境 0、行政的 0

イ 個 別 格 差：概ね標準的画地であるため格差なし ±0（1.00）

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建 物 価 格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	212,000	127.07	0.10	2,694,000

ウ 現 価 率

- ・ 経過年数 24 年、経済的残存耐用年数 6 年、観察減価率 50%、残価率 0%により現価率を査定した。

◇ 現価率： $0.10 = \{0 + (1 - 0) \times (6 \text{ 年} / 30 \text{ 年})\} \times (1 - 0.50)$

2 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	12,001,000	1.00	0.25	法定地上権	3,000,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

(2) 評価額（内訳価格及び一括価格）

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	12,001,000	－ 3,000,000		1.00	0.60	5,401,000
2	2,694,000	＋ 3,000,000	1.00	1.00	0.60	3,416,000
一括価格（合計）						8,817,000

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：修正の必要はないものと判断した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の、不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査地〔東松島(県)－1〕

所 在：東松島市矢本字上河戸165番10

価 格：59,400円/㎡

位 置：JR仙石「矢本」駅の北西方道路距離約650m

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：244㎡

供給処理施設：水道、下水道

接 面 街 路：南東側6m市道

用 途 指 定 等：市街化区域・第2種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）

地 域 の 概 要：中規模の一般住宅が多い住宅地域

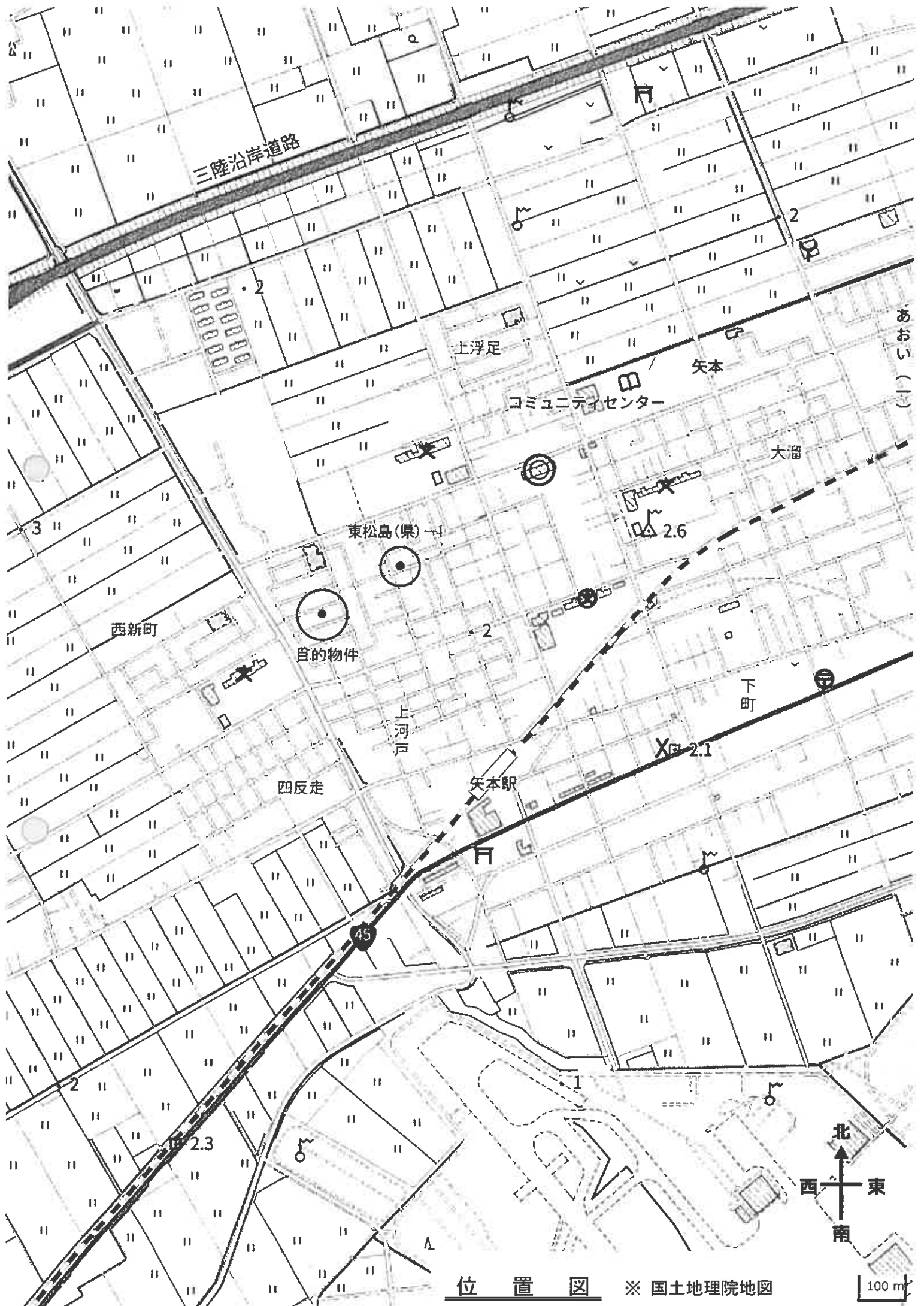
第7 附 属 資 料

- 1 位 置 図（国土地理院地図）
- 2 法第14条第1項地図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

以 上

物 件 目 録

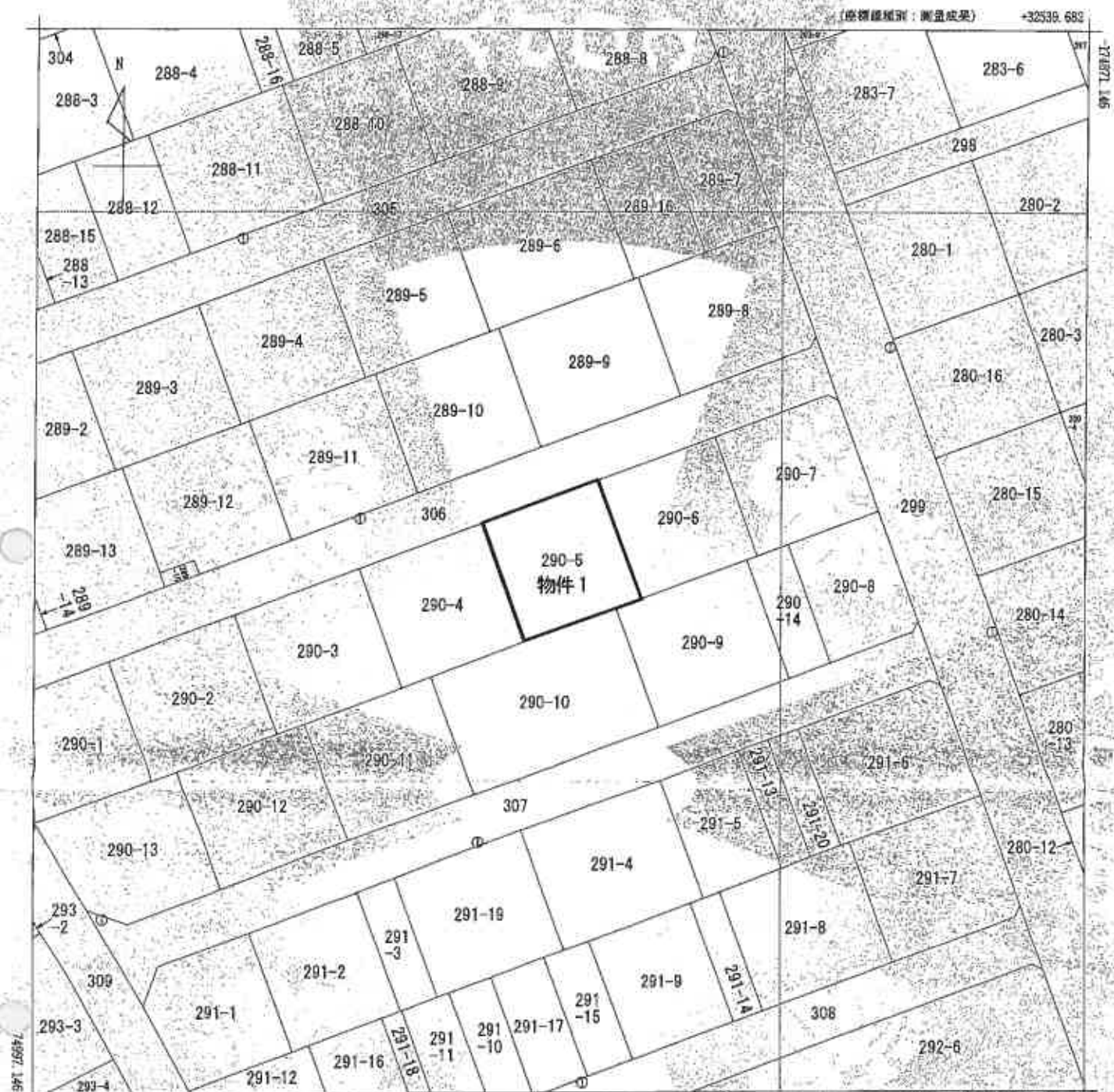
- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東松島市矢本字上河戸 |
| | 地 番 | 290番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 220.40平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東松島市矢本字上河戸290番地5 |
| | 家屋 番号 | 290番5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階64.59平方メートル
2階53.82平方メートル |



位置図

※ 国土地理院地図

100 m



地番区域見出
矢本字上河戸

請求部	所 在	東松島市矢本字上河戸				地 番	290番5		
出力 縮尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座標系 番号又は 記号	分類	地区(法第14条第4項)		種類	土地改良所在図
作 成 年月日	平成14年1月				測 定 年 月 日 平成14年1月31日 (原図)		補 記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局石巻支局管轄)

令和7年7月2日

東京法務局

地図整理番号：M89818

(1/1)

登記官

A3をA4に縮小 (71%)

登記年月日：平成14年1月22日

016681

各階平面図

建物図面

家屋番号 290番5

建物の所在 東京都中央区本町上戸290番地5

物件2

1階



求積表

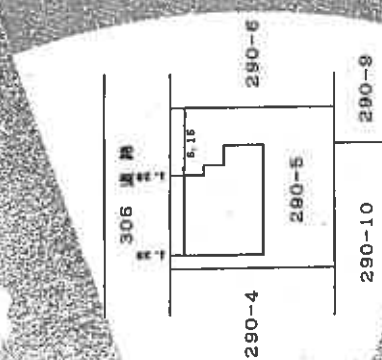
7.200 X 7.281 =	52.3984
5.475 X 8.31 =	4.5586
3.54 X 1.62 =	5.7348
合計	64.5919
面積	64.59㎡

2階



求積表

5.46 X 3.64 =	19.8744
6.37 X 4.55 =	28.9835
4.55 X 8.31 =	37.8405
1.62 X 3.54 =	5.7348
合計	53.9209
面積	53.92㎡



作製者

平成14年1月10日作成

縮尺 1/250

申請人

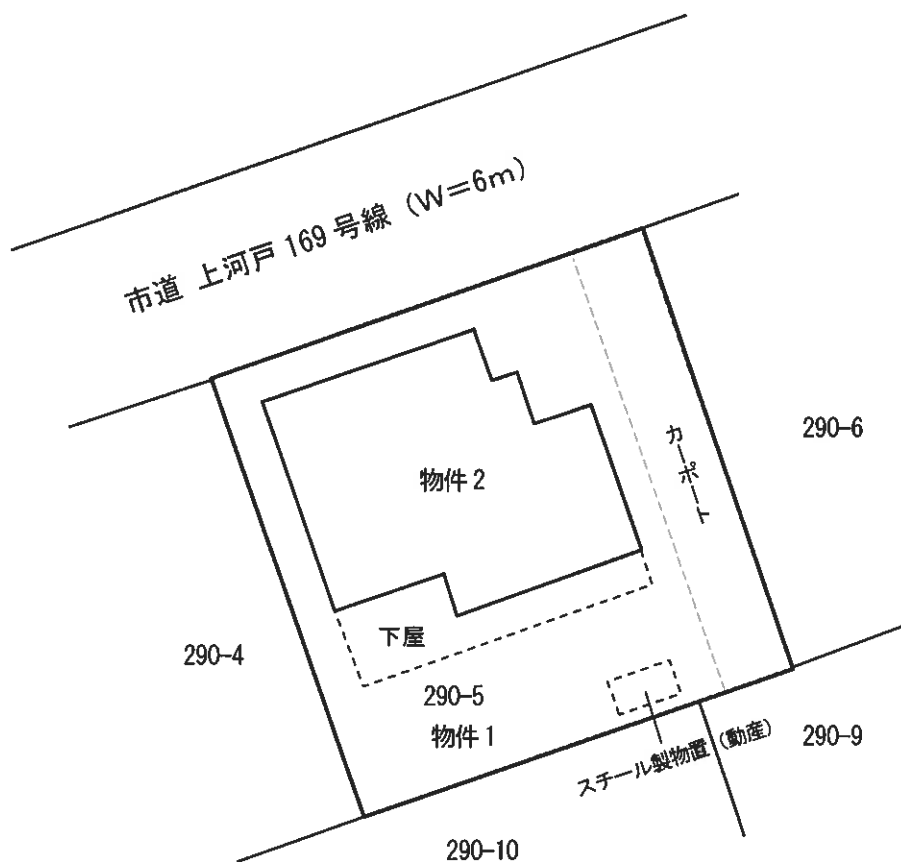
縮尺 1/500

(日本建築士会連合会)

地図整理番号：189619

A3をA4に縮小 (71%)

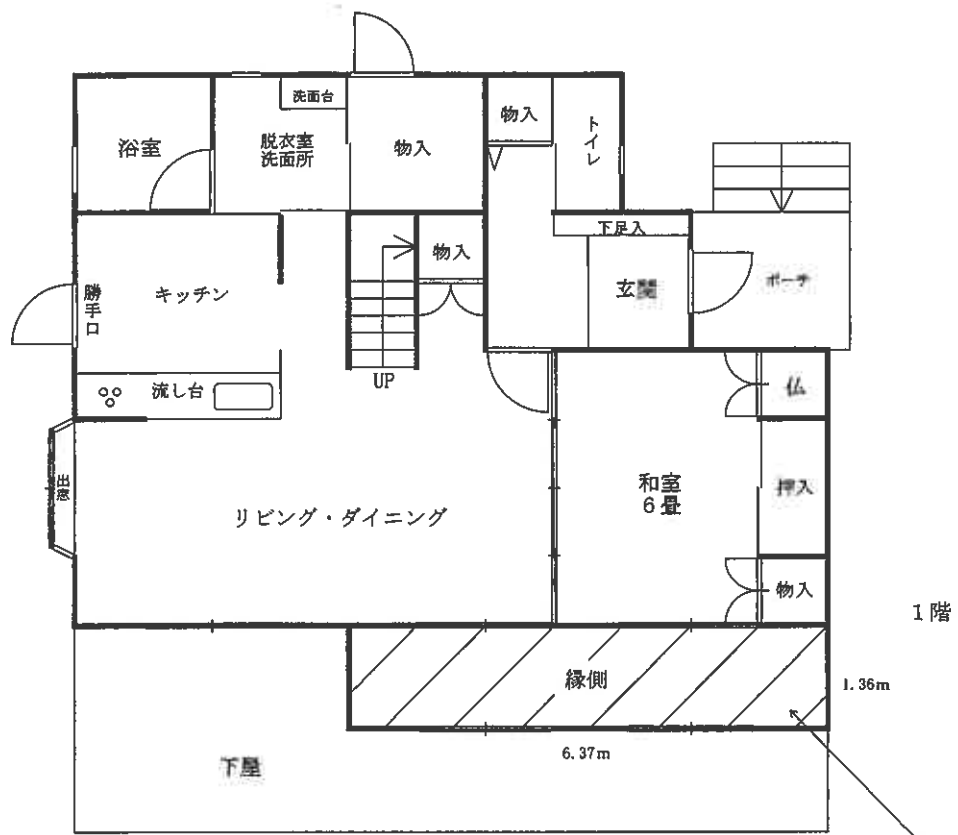
1/22



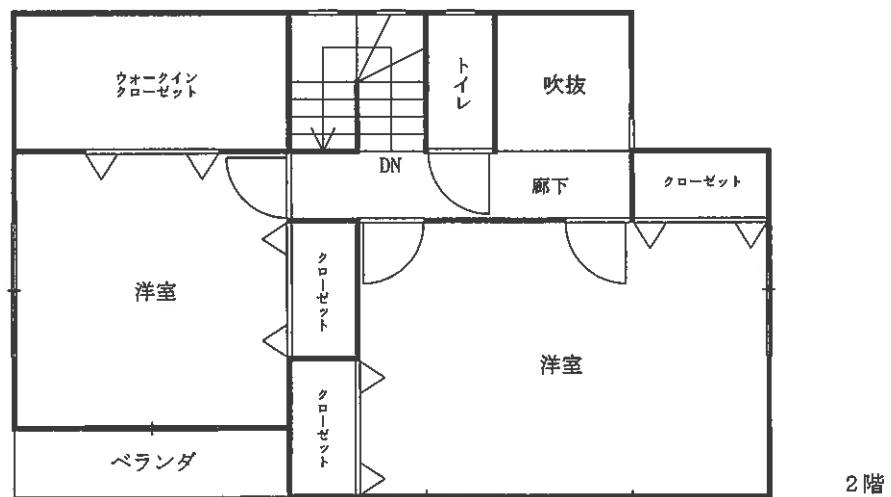
土地建物位置関係図

縮尺 1 : 250

物件 2



増築部分 概測8.66㎡ (1.36m×6.37m)



建物間取図

縮尺 1/100